

広報よこしば'97.1.1

## 障害基礎年金の手続き先は?

Q 先日息子が交通事故を起こし半身不随になつてしましました。国民年金に加入していれば障害基礎年金が受給できると聞きましたが、どこで手続きをすればよいのですか。

A 障害基礎年金は、国民年金に加入中の方が病気やケガで障害者になつた場合に支給される年金で、請求に必要な書類等の手続は、役場の年金係で行います。

ただし、障害認定日は、特別の場合を除いて初診日から1年6ヶ月が経過した日になり、また、納付要件や障害の程度によつて支給されない場合もありますので、詳しくは年金係でよくご相談ください。

年金は年をとつてから受給するものと考えがちですが、若いときでも不幸に遭つた場合は、障害年金や遺族年金、寡婦年金などが受給できます。

### 障害基礎年金の年金額

一級 98万1900円

二級 78万5500円

### ●加算対象額

障害基礎年金の受給権者に生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子(障害者は20歳未満)があるときは、次の額が加算されます。

加算対象の子	加 算 額		
1人・2人(1人につき)	各226,000円		
3人以降(1人につき)	各 75,300円		

### ●20歳前に障害者になった場合の所得制限

20歳前に病気やケガなどで障害者となつた人は、20歳になったときから受けられます。

ただし、本人の所得制限があります。

扶養人数	0人	1人	1人 増すごとに
本人所得 (全額停止) (一部停止)	3,955,000円 3,103,000円	4,305,000円 3,453,000円	350,000円 350,000円

## 20歳からスタート「国民年金」



国民年金加入は20歳の責任(昨年の成人式より)

20歳になると成人として多くの権利が認められます。また、同時に新たな責任も加わります。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金制度は老後の備えを助けると共に病気やケガ、死亡などにより生活の安定が損なわれたときに国民みんなで助け合うという社会的な支え合いが成り立っている制度です。

我が国では、20歳から60歳になるまでの全ての国民は必ず公的年金制度の一つに加入することになつており、厚生年金、共済組合に加入していない学生や農業、自営業などの方は国民年金に加入しなければなりません。

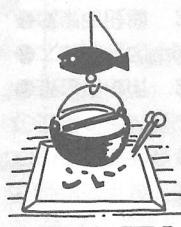
20歳になったあなた「国民年金」に入して大人の仲間入りをしましよう。

### 火の取扱いには十分注意を

これから春先にかけては空気が非常に乾燥し、強い風の吹く日が多くなります。さらに暖房器具を使うことも多くなるため、一年のうちに最も火災が多い時期です。

昨年横芝町では、11月までに11件の火災が発生していますが、その内9件は1月から3月までに集中しています。

日頃、忘れがちな火の恐ろしさを改めて思い起こし、火災を出さないように十分注意しましょう。



### 空き地の管理は適正に

空き地等に繁茂した雑草は、火災の発生原因となり、特に住宅地では隣接した家屋等に被害をおよぼすことも多くあります。

土地所有者は、定期的に刈り取るなどして、火災の原因にならないよう十分な管理をお願いします。